

平成 27 年度 第 2 回北海道文化審議会
北海道文化賞関係資料

1	北海道文化賞実施要綱	1
2	北海道文化賞及び北海道文化奨励賞候補者推薦に当たっての留意事項	4
3	表彰状況一覧	5
4	推薦状況一覧	13
5	選考の方法（手順）	14
6	平成 27 年度のスケジュール	15
(参考)		
	根拠規程等（抜粋）	16

1 北海道文化賞実施要綱

北海道文化賞の実施に関しては、北海道表彰規則及び北海道表彰事務取扱要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 目的

北海道文化賞は、北海道の文化の向上発達に関しその功績が顕著なものを顕彰することにより、もって北海道の文化の普及振興に資することを目的とする。

第2 賞の種類等

1 賞の種類は、北海道文化賞（以下「文化賞」という。）及び北海道文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）とし、それぞれ次に掲げる区分により贈呈する。

ア 文化賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの

イ 文化奨励賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が特に期待されるもの

2 文化賞、文化奨励賞ともに3件以内とし、受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。

3 受賞は1回限りとする。但し、文化奨励賞の受賞者が次年度以降文化賞を受賞することを妨げない。

第3 表彰の推薦

1 表彰を受けるにふさわしいと認める者（個人又は団体）を推薦しようとするものは、別記様式による表彰推薦書を作成して、参考資料等とともに、7月末日まで環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課へ提出する。但し、自薦は認めないものとする。

2 前項の表彰を受けるにふさわしいと認める者は、次のとおりとする。

ア 北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を、文化賞はおおむね20年以上、文化奨励賞はおおむね10年以上有するもの。

イ 道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定しない。

第4 受賞者の決定

1 受賞者の選考は、北海道文化審議会において行い、知事はその意見にもとづき、受賞者を決定する。

第5 その他

この要綱の定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年6月 1日文スポ第393号）

この要綱は、平成24年6月 1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日文スポ第643号）

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

北海道文化賞
表彰推薦書
北海道文化奨励賞

平成 年 月 日

北海道知事様

推薦者 住 所 (〒 — —)

(電話 — —)
職 業

ふりがな
氏 名 印

E-mail

北海道文化賞実施要綱第3の規定に基づき、次のとおり推薦します。

推薦を受ける者	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生 (　歳)		
	職 業	活動年数 (うち本道関係分)	年 (　年)	性別	男・女
	現住所	(電話 — —)			
推薦を受ける団体	ふりがな 名 称	設立年月日	年 月 日		
	ふりがな 代表者職氏名	活動年数 (うち本道関係分)	年 (　年)		
	事務所所在地	(電話 — —)			
受賞にふさわしいと 認め る 功 績					

受賞にふさわしいと 認め る 功 縢 (表面の続き)	
その 他 の 主 な 功 縢	
(個人の場合) 経歴 (団体の場合) 沿革	

記入上の注意

- (1) 標題の賞区分（北海道文化賞、北海道文化奨励賞）は、該当するものを○で囲むこと。
- (2) 被推薦者が個人の場合は「推薦を受ける者」の欄に、団体の場合は「推薦を受ける団体」の欄に記入すること。
- (3) 「受賞にふさわしいと認める功績」の欄は、功績の事柄ごとに具体的に記入すること。
- (4) 「他の主な功績」の欄は、受賞にふさわしいと認める事績以外の事績について、箇条書きすること。
- (5) 「経歴」の欄は、被推薦者の最終学歴、職業及び賞罰について記入し、「沿革」の欄は、被推薦者の主な沿革を箇条書きすること。
- (6) 記入欄が不足する場合は、適宜別用紙に記入して添付すること。ただし、別紙を添付して空欄とするのは避けること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

2 北海道文化賞及び北海道文化奨励賞候補者推薦に当たっての留意事項

1 北海道文化賞及び北海道文化奨励賞は、芸術・科学・教育だけでなく、建築や出版など、幅広い文化も対象としておりますので、受賞対象者として適切な方を推薦してください。(自薦はできません。) 対象分野は、概ね次のとおりです。

- ・芸術 — 音楽、演劇、美術、文学、舞踊等
- ・科学 — 自然科学、社会科学等
- ・教育 — 学校教育、社会教育等
- ・その他 — 文化活動全般、文化財保護、まちづくり、建築等

2 候補者は道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定されるものではありません。

3 推薦に当たっては、次の功績がある者を候補者としてください。

① 北海道文化賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関し、特にその功績が顕著な個人又は団体を表彰するもので、概ね20年以上北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を有することが必要です。

② 北海道文化奨励賞

北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関し、その功績が顕著であって今後の活動が特に期待される者又は団体を表彰するもので、概ね10年以上北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を有することが必要です。

また、この賞については、新進・中堅に対する今後の活動への強い期待を表すものであることから、個人の場合、活動歴が10年以上であれば、20歳代、30歳代の方も対象になります。

4 過去に推薦されて受賞しなかった場合でも、再度、推薦することができます。

5 表彰推薦書の提出に当たっては、特に次のことに留意してください。

(1) 推薦書の記入について

「受賞にふさわしいと認める功績」、「経歴（又は沿革）」欄は可能な限り詳しく記入してください。
※別紙を添付して説明することは構いませんが、当欄を空欄とすることは避けてください。

(2) 参考資料の提出について（5点まで）

推薦者は、候補者の事績（業績）に関する資料（報道記事、人物評、ビデオ、著書、文献等）など、選考委員が客観的に評価できるものを厳選し提出してください。なお、報道記事はA4版5枚で1点と数えます。

また、候補者が団体の場合は、当該団体の規約、役員名簿を添付してください。

(3) 推薦書の提出先

北海道環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課へ提出してください。

(4) 推薦書の提出締切

7月末日までとします。但し、その日が土曜又は日曜の閉庁日にあたる場合は、次の開庁日までとします。

3 北海道文化賞・奨励賞 表彰状況一覧

【分野別の累計】 S 24～H 26の受賞件数

区分	文化賞	奨励賞	合計
文学	29	28	57
美術	50	46	96
音楽	25	20	45
演劇・伝統芸能	5	12	17
舞踊	6	6	12
社会・人文科学	13	16	29
自然科学	43	13	56
教育	34	19	53
文化活動他	5	3	8
合計	210	163	373

【個人・団体別の累計】 S 24～H 26の受賞件数

区分	文化賞	奨励賞	合計
個人	198	129	327
団体	12	34	36
合計	210	163	373

【年度ごとの受賞者】

受賞年度	種類	分野	氏名
S 24	文化賞	文学	小田 觀螢
		美術	田邊 三重松
		美術	能勢 真実
		音楽	工藤 富次郎
		自然科学	館脇 操
	奨励賞	文学	菊池 一雄
		文学	河邨 文一郎
		美術	橋本 三郎
		美術	小竹 義夫
		美術	宮下 貞一郎
		美術	渡辺 緑邦
		美術	金丸 悟舟
		音楽	日鐵輪西ブラバン
		音楽	札幌プレクトアン
		演劇・伝統芸能	北大演劇研究会
		演劇・伝統芸能	島 鴎舟
		自然科学	北海道科学普及会
		自然科学	三松 正夫
		教育	帯広公民館
		教育	網走郷土博物館
S 25	文化賞	音楽	荒谷 正雄
		自然科学	武田 勝男
	奨励賞	文学	和田 徹三
		文学	細谷 源二
		音楽	高橋 渉童
		自然科学	北海道科学技術連
		社会科学・人文科学	代田 茂
		教育	安宅 文雄
		文化活動他	榆金 幸三

受賞年度	種類	分野	氏名
S 26	文化賞	文学	更科 源蔵
		自然科学	河野 広道
		教育	久保田 力
	奨励賞	自然科学	石田 文三郎
		教育	太平洋炭鉱図書館
		文化活動他	札幌芸術協会
S 27	文化賞	文学	山下 秀之助
		社会科学・人文科学	吉田 巍
		教育	小森 庄吉
	奨励賞	文学	日本未来派発行所
		自然科学	小倉 喜平
		教育	伊佐津 和平
S 28	文化賞	社会科学・人文科学	米村 喜男衛
		教育	佐藤 政次郎
	奨励賞	教育	苫小牧スケート協会
S 29	文化賞	美術	木田 金次郎
		教育	斎藤 与一郎
	奨励賞	文学	唐笠 学
		社会科学・人文科学	伊藤 初太郎
		社会科学・人文科学	斎藤 米太郎
		社会科学・人文科学	片岡 新助
		自然科学研究会	谷川 英一
		社会科学・人文科学	渡辺 茂
S 30	奨励賞	美術	栗谷川 健一
		舞踊	内山 綾子
		教育	夕カクワ俱楽部
	文化賞	教育	戸津 高知
S 31	奨励賞	美術	遠藤 満男
		教育	太平俱楽部
		音楽	西田 直道
S 32	文化賞	教育	白井 柳治郎
		美術	松本 春子
	奨励賞	社会科学・人文科学	松本 隆
		社会科学・人文科学	日高郷土研究会
		自然科学研究会	下田 喜久三
S 33	文化賞	教育	半沢 泣
		教育	平沢 亮造
		文学	阿部 龍夫
	奨励賞	自然科学	北大実験用動物研
		教育	渡辺 登美
		美術	国松 登
S 34	文化賞	自然科学	高橋 房次
		教育	山口 喜一
		自然科学	菅原 繁蔵
	奨励賞	教育	越崎 宗一
		教育	置戸公民館
		美術	北海道美術協会
S 35	文化賞	美術	小森 忍
		教育	逢坂 信吾
		教育	繁野 三郎
		美術	

受賞年度	種類	分野	氏名
S 35	奨励賞	教育	函館盲教育後援会
S 36	文化賞	美術	三浦 鮑治
		自然科学	疋田 豊治
		教育	大野 精七
	奨励賞	美術	赤光社美術協会
S 37	文化賞	教育	辻本 繁
		教育	辻本 モト
		美術	今田 敬一
		自然科学	犬飼 哲夫
	奨励賞	自然科学	半田 芳男
		教育	石附 忠平
S 38	文化賞	教育	秋野 武夫
		音楽	村井 満寿
		自然科学	杉野 目晴貞
		自然科学	斎藤 春雄
	奨励賞	教育	クサベラ・レーメ
		教育	(社)函館文化会
S 39	文化賞	自然科学	越智 貞見
		自然科学	山田 幸男
		教育	上原 輓三郎
	奨励賞	文学	長谷部 栄二郎
		音楽	北大交響楽団
		自然科学	斎藤 省三
S 40	文化賞	美術	田上 義也
		自然科学	中川 諭
		自然科学	児玉作左衛門
		社会科学・人文科学	田畠 幸三郎
	奨励賞	文学	木原 直彦
		美術	平原社美術協会
S 41	文化賞	自然科学	田所 哲太郎
		教育	阿部 謙夫
		教育	黒澤 西藏
	奨励賞	美術	朝倉 力男
		自然科学	安部 三史
S 42	文化賞	自然科学	町村 敬貴
		教育	安藤 孝俊
		教育	牧野 キク
	奨励賞	文学	相良 義重
		自然科学	赤木 満洲雄
		社会科学・人文科学	武内 収太
S 43	文化賞	美術	松本 春子
		自然科学	中村 豊
		教育	安孫子 孝次
	奨励賞	文学	サイロの会
		美術	高木 黄史
		美術	高橋 北修

受賞年度	種類	分野	氏名
S 44	文化賞	自然科学	名取 武光
		社会科学・人文科学	高倉 新一郎
		教育	留岡 清男
	奨励賞	文学	中沢 茂
		美術	中野 北溟
		社会科学・人文科学	村上 久吉
S 45	文化賞	美術	全道美術協会
		社会科学・人文科学	伊藤 俊夫
		教育	小林 篤一
		教育	佐藤 麟太郎
	奨励賞	音楽	佐薙 岡豊
		社会科学・人文科学	佐藤 直太郎
S 46	文化賞	文学	鮫島 龍水
		自然科学	大場 利夫
		自然科学	石川 俊夫
		文化活動他	九島 勝太郎
	奨励賞	演劇・伝統芸能	江差追分会
		教育	佐藤 彌十郎
S 47	文化賞	文学	加藤 松一郎
		音楽	前田雅楽 寿美
		自然科学	太秦 康光
	奨励賞	美術	山岡 三秋
		社会科学・人文科学	五十嵐 三郎
		社会科学・人文科学	奥山 亮
S 48	文化賞	美術	岩船 修三
		自然科学	佐山 総平
		自然科学	桂田 芳枝
		教育	井上 元則
	奨励賞	美術	香川 軍男
		社会科学・人文科学	山田 秀三
S 49	文化賞	美術	坂本 直行
		自然科学	真崎 健夫
		自然科学	大原 久友
	奨励賞	文学	小笠原 克
		美術	木内 アヤ
		社会科学・人文科学	山田 秀三
S 50	文化賞	美術	小川 原脩
		自然科学	丹羽 貴知藏
		社会科学・人文科学	峯山 巖
	奨励賞	音楽	上元 芳男
		演劇・伝統芸能	高桑 達雄
		社会科学・人文科学	北構 保男
S 51	文化賞	美術	西村 貴久子
		自然科学	横山 尊雄
		自然科学	塩田 義蔵
	奨励賞	文学	北方文芸刊行会
		文学	土岐 錬太郎
		文化活動他	野澤 信義

受賞年度	種類	分野	氏名
S 52	文化賞	美術	一木 万寿三
		美術	宇野 静山
		自然科学	朝比奈 英三
		教育	川村 秀雄
	奨励賞	美術	米坂 英範
S 53	文化賞	美術	本郷 新
		自然科学	新保 幸太郎
		文化活動他	入江 好之
	奨励賞	文学	萱野 茂
		文学	原子 修
		舞踊	若柳 寿峰
S 54	文化賞	美術	佐藤 大朴
		音楽	札幌放送合唱団
		自然科学	高桑 健
		社会科学・人文科学	山田 秀三
	奨励賞	演劇・伝統芸能	阿部 正行
S 55	文化賞	音楽	札幌交響楽団
		自然科学	清原 潔
		教育	村田 喜一
		教育	山崎 長吉
S 56	文化賞	文学	河邨 文一郎
		自然科学	山田 守英
		教育	橋本 俊彦
	奨励賞	美術	畠山 三代喜
		音楽	せせらぎ合唱団
		社会科学・人文科学	宮下 正司
S 57	文化賞	文学	佐藤 喜一
		音楽	藤原 萩鳳
		自然科学	高橋 萬右衛門
	奨励賞	文学	北 光星
		演劇・伝統芸能	本山 節弥
		社会科学・人文科学	永田 富智
S 58	文化賞	美術	栗谷川 健一
		自然科学	遠藤 明久
		教育	渡辺 左武郎
	奨励賞	演劇・伝統芸能	北海道民謡連盟
S 59	文化賞	美術	伊藤 正
		音楽	佐薙岡 豊
		教育	梶浦 善次
	奨励賞	美術	藤根 凱風
		舞踊	板谷 友恵
S 60	文化賞	美術	橋本 三郎
		自然科学	八戸 芳夫
		教育	山本 多助
	奨励賞	文学	原始林社
		音楽	響友会
		教育	須藤 隆仙

受賞年度	種類	分野	氏名
S 61	文化賞	文学	沢田 誠一
		美術	本田 明二
		教育	紅林 晃
	奨励賞	文学	鳥居 良四郎
		音楽	川越 守
		音楽	根室市音楽協会
S 62	文化賞	文学	和田 謹吾
		美術	小谷 博貞
		美術	木内 綾
	奨励賞	音楽	雨貝 尚子
		音楽	H B C Jr オーケストラ
		自然科学	飯島 一雄
S 63	文化賞	文学	中山 周三
		美術	上遠野 徹
		社会科学・人文科学	秋葉 實
	奨励賞	文学	田中 和夫
		美術	中川 清風
		音楽	佐薙 のり子
H 1	文化賞	美術	北海道書道展
		音楽	上元 芳男
		自然科学	若濱 五郎
	奨励賞	文学	坂本 幸四郎
		美術	中村 照子
H 2	文化賞	文学	長見 義三
		美術	一原 有徳
		演劇・伝統芸能	江差追分会
		自然科学	石倉 肇
H 3	文化賞	文学	高橋 揆一郎
		美術	小川 東州
		音楽	伊藤 鈴鳥
		教育	時任 正夫
	奨励賞	文学	萩原 貢
H 4	文化賞	美術	遠藤 満男
		舞踊	千田 モト
		自然科学	和田 武雄
		文化活動他	山内 栄治
	奨励賞	文学	木村 敏男
H 5	文化賞	文学	園田 夢蒼花
		舞踊	小澤 輝佐子
		教育	萱野 茂
	奨励賞	美術	平田 善次郎
		音楽	旭川混声合唱団
H 6	文化賞	社会科学・人文科学	森山 軍治郎
		美術	中野 北溟
		音楽	遠藤 道子
	奨励賞	社会科学・人文科学	北構 保男
		文学	高橋 明雄
		美術	秋山 進
		演劇・伝統芸能	鈴木 喜三夫

受賞年度	種類	分野	氏名
H 7	文化賞	文学	加藤 多一
		美術	掛川 源一郎
		音楽	北大交響楽団
		自然科学	高橋 長雄
	奨励賞	美術	野本 醇
H 8	文化賞	文学	三浦 綾子
		美術	大本 靖
		音楽	旭川放送合唱団
		自然科学	菊池 浩吉
	奨励賞	教育	苫小牧市立図書館
H 9	文化賞	文学	川邊 為三
		美術	柄内 忠男
		音楽	横谷 瑛司
		音楽	近江雅樂 久爾
	奨励賞	美術	豊島 輝彦
H 10	文化賞	文学	原子 修
		文学	高橋 貞俊
		美術	畠山 三代喜
		美術	佐藤 满
	奨励賞	美術	吉田 豪介
H 11	文化賞	文学	北 光星
		美術	砂田 友治
		舞踊	篠原 邦幸
	奨励賞	美術	戸坂 恵美子
		音楽	長根雅樂 悠美
H 12	文化賞	文学	伊東 廉
		美術	馬場 怜
		演劇・伝統芸能	本山 節彌
	奨励賞	文学	鶴谷 峰雄
		美術	小原 道城
H 13	文化賞	文学	サイロの会
		演劇・伝統芸能	札幌人形劇協議会
		社会科学・人文科学	青木 由直
	奨励賞	舞踊	花柳 鳴介
		自然科学	山岸 喬
H 14	文化賞	文学	木原 直彦
		文学	木村 敏男
		音楽	大道 蕉山
	奨励賞	美術	川井 担
		美術	千葉 軒岳
H 15	文化賞	演劇・伝統芸能	くしろ蝦夷太鼓
		文学	原田 康子
		舞踊	能藤 玲子
	奨励賞	自然科学	正富 宏之
		美術	米原 真司
H 16	文化賞	自然科学	山本 強
		美術	松田 与一
		音楽	谷本 一之
	奨励賞	音楽	二反田 岳水
		美術	津田 命子
	演劇・伝統芸能		森 一生

受賞年度	種類	分野	氏名
H 17	文化賞	文学	小檜山 博
		美術	米坂 英範
		音楽	青坂 満
	奨励賞	美術	佐藤 雅英
		舞踊	宏瀬 賢二
H 18	文化賞	文学	齊藤 大雄
		美術	伏木田 光夫
		音楽	札幌こどもミュージカル育成会
	奨励賞	美術	岡部 昌生
		演劇・伝統芸能	影山 吉則
H 19	文化賞	美術	野本 醇
		演劇・伝統芸能	鈴木 喜三夫
		舞踊	石川 みはる
	奨励賞	美術	羽生 輝
		音楽	國澤 秀一
H 20	文化賞	音楽	宍戸 悟郎
		文化活動他	竹田津 實
		美術	藤根 凱風
	奨励賞	音楽	O K I (加納沖)
		美術	國松 明日香
		文学	源 鬼彦
H 21	文化賞	美術	鎌田 俳捺子
		社会科学・人文科学	萩中 美枝
		文学	山名 康郎
	奨励賞	美術	柿崎 熙
H 22	文化賞	美術	小原 道城
		文化活動他	齊藤 征義
		文学	深谷 雄大
	奨励賞	美術	荒井 善則
		美術	西田 陽二
H 23	文化賞	美術	阿部 典英
		美術	吉田 豪介
		演劇・伝統芸能	北海道くしろ蝦夷太鼓保存会
	奨励賞	美術	下沢 敏也
		舞踊	高橋 学
		音楽	さっぽろ旭山うた祭りの会
H 24	文化賞	文学	時田 則雄
		美術	中島 庄牛
		音楽	藤田 道子
	奨励賞	音楽	佐藤 まどか
		美術	端 聰
		美術	渡辺 行夫
H 25	文化賞	舞踊	久富 淑子
		美術	水越 武
		美術	安田 侃
	奨励賞	文学	五十嵐 秀彦
		音楽	井田 重芳
		美術	高橋 三大郎
H 26	文化賞	社会・人文科学	岡田 淳子
		音楽	尾高 忠明
		音楽	佐々木 基晴
	奨励賞	美術	岡田 敦
		演劇・伝統芸能	高橋 義雄
		美術	艾沢 詳子

4 推 薦 状 況 一 覧

【文化賞の推薦件数（過去5年＋本年度）】

分野＼年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
文学	1 (1)	3	1 (1)	1	3	1	10 (2)
美術	7 (1)	7 (2)	9 (1)	8 (2)	8	8	47 (6)
音楽		2	2 (1)	2	4 (2)	4	14 (3)
演劇・伝統芸能	2	2 (1)	3	4	4	3	18 (1)
舞踊	1	2	1	1 (1)		1	6 (1)
社会・人文科学		1	1	1	1 (1)		4 (1)
自然科学		1			1		2
教育					1		1
文化活動他	3 (1)		1		1		5 (1)
合計	14 (3)	18 (3)	18 (3)	17 (3)	23 (3)	17	107 (15)

()は受賞件数

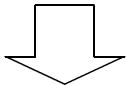
【奨励賞の推薦件数（過去5年＋本年度）】

分野＼年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
文学			1	1 (1)	1	1	4 (1)
美術	2 (2)	3 (1)	4 (2)	4 (1)	3 (2)	2	18 (8)
音楽		3 (1)	1 (1)	2 (1)	1	1	8 (3)
演劇・伝統芸能				3	1 (1)	2	6 (1)
舞踊		1 (1)			2	1	4 (1)
社会・人文科学							
自然科学							
教育							
文化活動他						1	1
合計	2 (2)	7 (3)	6 (3)	10 (3)	8 (3)	8	41 (14)

()は受賞件数

5 選考の方法（手順）

- 事務局から各委員に表彰推薦書を配布（平成27年8月18日（火））



- 第3回文化審議会で受賞者を選考（平成27年9月15日（火）に開催予定）

選考方法については、審議会において候補者に関する意見交換を行った後、話し合いにより候補者を選考します。

話し合いによる選考が困難になった場合は、審議会の議を経た上で投票を実施します。

【投票になった場合】

- ① 受賞するにふさわしいと思われるものを、用紙に「○付け」
- ② 何件に「○付け」するかは、候補者数を考慮して決定

※ 選考にあたっての留意事項

- ア 幅広い分野にわたる活動を評価するために、一律の選考基準を設けず、各委員は、候補者の功績を総合的かつ公平に判断
- イ 当日欠席する委員は、予め文化審議会に委任する旨の委任状を候補者選考に関する意見を添えて提出
- ウ この他、選考に係る事項は、文化審議会で協議

- ③ 上位候補者の投票数が拮抗しているなど最初の投票で選出できない場合は、候補者を絞って再投票（候補者を選出するまで繰返し）を実施

上記の選考結果に基づき、文化審議会の意見として受賞候補者を知事に報告します。知事は、審議会の意見に基づき、所定の手続きを経て受賞者を決定します。

6 平成27年度のスケジュール

【時 期】	【事務局の作業】
5月29日	候補者の推薦依頼
7月31日 (提出期限)	表彰推薦書の受理
	選考関係書類のとりまとめ
8月18日	文化審議会（第2回）の開催 - 推薦状況等の説明
	候補者の資料を配布
9月15日	文化審議会（第3回）の開催 - 受賞者選考の説明
	選考結果の報告受理
	受賞意思の照会
9月下旬	受賞者の決定、通知 プレス発表 副賞等の手配
9月下旬	贈呈式の案内
10月下旬 (調整中)	贈呈式の開催
	→ 市町村教育委員会 ・文化施設、文化関係団体 ・大学、教育関係団体 ・報道機関、その他
	↓
	← 推薦者
	→ ●文化審議会（第2回） (選考方法等の確認)
	→ 文化審議会委員は 内容把握
	→ ●文化審議会（第3回） (受賞者選考)
	↓
	← 報告
	→ •受賞（予定）者
	←
	→ •受賞者、推薦者
	→ •報道機関
	→ •受賞者（同伴者、推薦者）
	→ •文化審議会委員
	→ •道議会議長
	→ •知事
	→ •道教委教育長、その他

■ 北海道文化振興条例（抜粋）

- 第1章 総則（第1条—第5条）
 第2章 文化振興指針（第6条）
 第3章 民間団体等及び市町村に対する援助等（第7条—第9条）
 第4章 北海道文化基金（第10条—第16条）
 第5章 北海道文化審議会（第17条—第23条）

・・・ 第1条から第8条まで省略 ・・・

（顕彰）

- 第9条 道は、文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に努めるものとする。
 2 前項の顕彰を実施する場合において、特に重要な顕彰に係る授賞候補者の選考については、北海道文化審議会の意見を聴かなければならない。

・・・ 第10条から第17条まで省略 ・・・

（所掌事項）

- 第18条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議する。
 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

・・・ 以下省略 ・・・

■ 北海道表彰規則（抜粋）

（趣旨）

- 第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状による表彰
 - ア 北海道功労賞
 - イ 栄誉賞等
 - ウ 北海道文化賞等
 - エ 北海道スポーツ賞
- (2) 感謝状による表彰
- (3) 賞状による表彰

・・・ 第3条から第4条まで省略 ・・・

（北海道文化賞等）

- 第5条 北海道文化賞等は、本道の発展に功績のあった個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。
- (1) 北海道文化賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの
 - (2) 北海道文化奨励賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が期待されるもの
 - (3) 北海道科学技術賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの
 - (4) 北海道科学技術奨励賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの
 - (5) 北海道社会貢献賞 多年地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、生活環境の保全等に貢献し、その功績が顕著なもの
 - (6) 北海道産業貢献賞 多年産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
 - (7) 北海道善行賞 他の模範となるような善行又は努力をしたもの

・・・ 第6条から第9条まで省略 ・・・

（公表）

- 第10条 知事は、第3条から第6条までの規定による表彰を決定したときは、その決定したもの の氏名、名称等について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

・・・ 以下省略 ・・・

■ 北海道表彰事務取扱要領（抜粋）

第1 趣旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（表彰状による表彰）

第2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とができる。
- 2 本庁各部が所管する表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第1のとおりとする。ただし、在職（従事）年数の換算率、通算方法等の細部の審査基準は、当該表彰所管部において定めるものとする。なお、基準年数に満たなくとも、近似の年数であり、かつ、功績が対象者と同程度と認められる場合は対象にできるものとする。
- 3 前項の基準に該当するものであっても、次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としないものとする。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
 - (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
 - (5) 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
 - (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの
- 4 国の表彰等を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。ただし、北海道功労賞については、この限りでない。
- 5 前4項に定める表彰の基準等により難い場合は、事前に人事課給与服務担当課長に協議するものとする。

第3 受賞者の審査等

- 1 人事課給与服務担当課長は、北海道功労賞を受けるべき個人又は団体については、北海道功労賞受賞者推薦委員会の推薦に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 2 文化・スポーツ課長は、栄誉賞又は栄誉をたたえて（以下「栄誉賞等」という。）を受賞するべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 3 文化・スポーツ課長は、北海道文化賞又は北海道文化奨励賞（以下「北海道文化賞等」という。）を受賞するべき個人又は団体があると認めるときは、北海道文化審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 4 科学技術振興課長は、北海道科学技術賞又は北海道科学技術奨励賞（以下「北海道科学技術賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道科学技術審議会の推薦に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 5 本庁の課長は、表彰を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、当該個人又は団体に係る別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 6 文化・スポーツ課長は、北海道スポーツ賞を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、北海道スポーツ推進審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績を審査するものとする。
- 7 前6項に定める各課長による審査に代えて、各部ごとに選考委員会を設けて審査することができる。
- 8 栄誉賞等及び北海道善行賞の受賞者を決定しようとする際は、人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

第4 受賞者の公表

受賞者の公表に係る事務は総務部において行うこととし、各課長は、所管する表彰に係る受賞者の決定後、速やかに別記様式2の受賞者決定通知書により人事課給与服務担当課長に報告することとする。

・・・ 以下省略 ・・・